

1 町県民税(住民税)の申告

平成26年1月1日現在、笠松町内に住んでいて、平成25年中に所得があった方は町県民税の申告が必要です。ただし、次のいずれかに該当する方は、申告の必要はありません。

- ①平成25年分の所得税の確定申告をした方
 - ②勤務先から町へ年末調整済みの給与支払報告書が提出されている方で、給与以外の所得がなく、追加する控除などがない方
- ※平成25年中に収入がない方でも、所得証明が必要な方や、国民健康保険税の軽減、国民年金保険料の免除を受ける場合は申告が必要です。

2 公的年金受給者の確定申告不要制度

平成23年分の所得税から、公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告をする必要がなくなりました。ただし、次のことにご注意ください。

- ①医療費控除などで所得税の還付を受ける場合は、確定申告書を提出する必要があります。
- ②公的年金以外の所得金額が20万円以下で確定申告が不要な方でも、町県民税の申告は必要です。また、年金の源泉徴収票に記載されていない控除などを町県民税に適用する場合も、申告が必要です。

3 要介護認定を受けた方の障害者控除

平成25年12月31日現在、65歳以上の方で、要介護認定を受け、一定以上の障がいがあると認められる方は、申請により本人または扶養者の障害者控除の対象となる場合があります。ただし、控除を受けるためには認定書が必要です。介護保険証・印鑑を持参のうえ、福祉健康課で申請してください。

申告に必要な書類など

	給与・公的年金などの場合	源泉徴収票(原本)
所得の計算に必要な書類	事業所得・不動産所得・農業所得など	収支内訳書をあらかじめ作成してお持ちください。 (作成できない場合は、収入額や必要経費額が確認できる帳簿、領収書などをご用意ください)
主な控除の計算に必要な書類	社会保険料控除	国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料・任意継続保険料などの支払額の証明書や領収書 ※国民年金保険料は、日本年金機構から送付された控除証明書
	生命保険料控除・地震保険料(旧長期損害保険料)控除	保険会社発行の保険料控除証明書(原本)
	医療費控除	医療費の領収書(平成25年中の領収印があるもの)、生命保険などで補てんされた金額がわかる書類 ※領収書はあらかじめ合計額を計算してお持ちください。
	障害者控除	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳などを申告時に提示してください。
その他の持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑(朱肉を使うもの。シャチハタは不可) ・所得税の還付が発生する場合は、申告者名義の金融機関口座番号がわかるもの 	

<岐阜南税務署からのお知らせ> 確定申告は正しくお早めに!!

所得税や復興所得税・贈与税の申告と納税 **3月17日(月)まで**

消費税と地方消費税の申告と納税 **3月31日(月)まで**

確定申告書の作成には、[国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」](#)をご利用ください。



「税務相談」に関するお知らせ

- ①電話による税務相談 岐阜南税務署(☎271-7111)

自動音声案内によりご案内しますので、次の該当番号「0」～「2」を押してください。

0	所得税、消費税、贈与税の確定申告に関するご相談(3月17日までの期間のみ設定されています)
1	上記「0」以外の国税に関するご相談
2	税金の納付相談、還付のお問合わせなど、税務署職員にご用の方

- ②インターネット上の税務相談「タックスアンサー」のご案内

タックスアンサーを利用するには、インターネット環境にあるパソコンや携帯電話で「タックスアンサー」で検索してください。(http://www.nta.go.jp/taxanswer)

よくあるご質問に対する回答を、税金の種類ごとに提供しています。